

# 令和4年度 小牧市立小牧南小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめられた児童は、心身に深刻な傷を受ける。いじめは、決して許されない行為である。また、どの児童も加害者にもなりうる。この基本的な考えを全教職員で共有し、日頃から児童の些細な兆候を見逃さないように努める。そして、児童のちょっとした変化を見守り、必要なときは全職員で組織的に対応していく。

何より学校は、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童は、教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、一人一人が大切にされているという実感を持って、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けていくことが望ましい。どの児童も自己肯定感や自己有用感を持つことができ、人間的に成長できる学校づくりを進める。

## 2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめの兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の職員が抱え込むことのない組織をつくる。

校長、教頭、主幹教諭、教務主任、校務主任、保健主事、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、心の教室相談員等を加える。

### (1) 「いじめ防止対策組織」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- 定期的に全職員が参加する「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、情報の共有を図る。
- 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- 「学校いじめ防止基本方針」の内容について定期的に精査し、必要に応じて速やかに改定を検討する。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- 年度当初の職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- アンケートや教育相談の結果を分析、そして、対策を検討し、実効性あるいはいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- 「学校いじめ基本方針」は、保護者へ配布し、ホームページにも掲載する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- いじめやいじめの疑いがあるとの情報を把握した場合は、事実を把握し、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- 事案への対応は、適切なメンバーで検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- 問題が解消した場合も、すぐにいじめの収束・解決と判断せず、事後3か月程度は児童の様子を見守り、継続的な支援・指導を行う。また、被害児童が心身の苦痛を感じていないことを本人および保護者に確認する。

### **3 いじめの防止等に関する具体的な取組**

#### **(1) いじめの未然防止の取組**

- ア 児童同士の関わりを大切にして、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。学級や児童の状況を把握するために、Q-U検査等を活用する。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む環境づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

#### **(2) いじめの早期発見の取組**

- ア 心のアンケートや教育相談を定期的に実施（年3回）し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

#### **(3) いじめに対する措置**

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、心の教室相談員やスクールカウンセラー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

### **4 重大事態への対応**

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

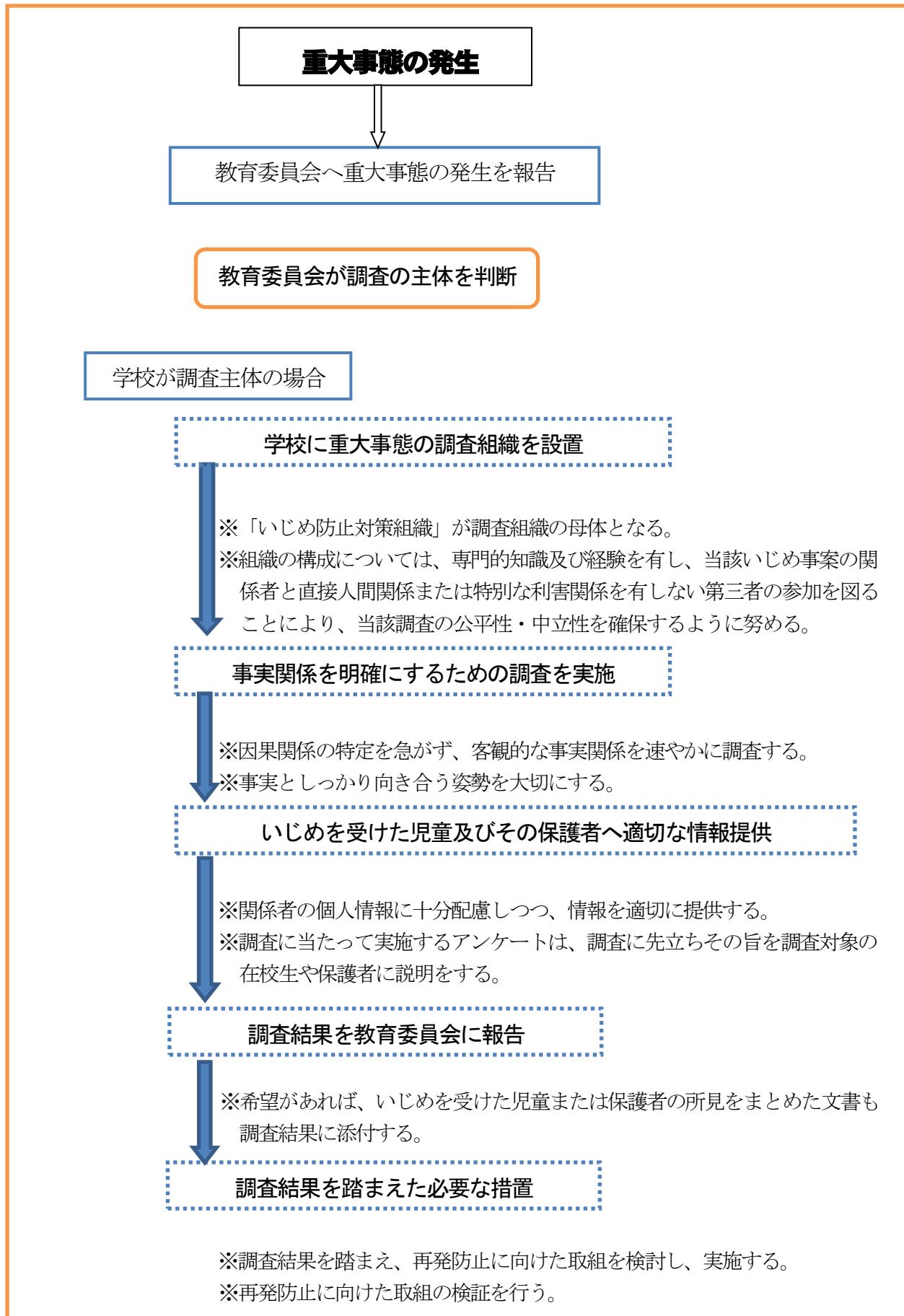
### **5 学校の取組に対する検証・見直し**

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A (Plan, Do, Check, Action) サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（12月）し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

### **6 その他**

- (1) いじめ防止に関する校内研修を定期的に計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

## 【重大事態の対応フロー図】



<年間計画>

	「いじめ・不登校対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「学校いじめ基本方針」の内容の確認  ○相談室やカウンセリングの児童、保護者への周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○PTA総会要項で「学校いじめ基本方針」の周知 ○「学校いじめ基本方針」の配布・HP掲載 ○通学団会
5月		○毎日の生活と健康（3年） ○育ちゆく体と私（4年）		
6月		○野外学習（5年）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校公開・引取訓練 ○学校運営協議会
7月	○いじめ不登校対策委員会全体会① ○教職員評価① ○教職員評価の結果の分析	○野外学習（6年） ○心の健康（5年）		○個人懇談会 ○通学団会
8月				
9月		○きまりある生活（2年） ○修学旅行（6年）		
10月		○体育発表会		○学校運営協議会
11月	○いじめ不登校対策委員会全体会②	○情報モラル指導（ネットモラル） ○自分や周りの人を大切に（4年） ○自分で守る心と体（6年） ○学校保健委員会	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	○学校公開
12月	○教職員評価①	○人権週間（講話） ○赤い羽根募金活動 ○心の健康（5年） ○大集会		○個人懇談会 ○通学団会 ○学校評価アンケートの実施
1月	○教職員評価の結果の分析	○おへその秘密（2年）		○学校公開 ○学校評価アンケート結果の公表 ○学校運営協議会
2月		○かわっていく僕たち私たち（4年） ○すばらしい命（5年） ○エイズと共に生きる（6年）	○「心のアンケート（いじめアンケート）」 ○教育相談週間	
3月	○教職員評価③ ○教職員評価の結果の分析	○卒業生を送る会		○通学団会 ○学校運営協議会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○朝会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○教育相談の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動 ○通学団班長会

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。